

公益社団法人 神奈川県理学療法士会  
災害時支援活動基本指針(ガイドライン)

## 1 本指針の目的

本指針は、神奈川県内や関東圏において大規模かつ広域、または局地的な災害が発生した際には、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下、本会）と公益社団法人日本理学療法士協会（以下、協会）、および近隣の都県士会が連携し、被災した会員及び一般市民への災害支援活動を迅速、且つ円滑に行うこと、国内で大規模災害が発生した際においても、被災地域、該当士会への支援を適切に行うことを目的とする。

## 2 災害の範囲

本会で定める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、その他の災害であって、多数の人的及び物的損失をもたらし、復旧・復興までに数ヶ月から数年に及ぶ長期間を要することが予想される**災害※**のことをいう。

必ずしも激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定された災害に限らない。

**※内閣府 災害対策基本法** <http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/index.html>

## 3 災害のフェーズ

本会が対応する災害支援について、災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team; DMAT)等の定めるフェーズとは区別して対策を検討する必要がある。

被災混乱期	：	発災直後から約 72 時間
応急修復期	：	4 日目から発災 1 ヶ月末まで
復旧期	：	発災から 2 ヶ月目より 6 ヶ月
復興期	：	発災から 6 ヶ月以降

※通常時(平時の対応)と災害支援活動の終了基準について

## 4 本会の対応

国内における災害支援と組織体制

i 通常時(平時の対応)

※主に災害対策委員会が、以下の任を実行する。

- ① 本会災害対策マニュアルとしての「災害時支援活動基本指針(ガイドライン)」の整備・改定
- ② 災害発生時の本会と各ブロック間の連絡および連携のあり方の整備と確立

- ・ 平時の連絡体制と連携方法に関して、災害対策委員会、事務局、担当理事、事務所を中心に検討し、確立する。
  - ・ 災害発生時の連絡体制と連携方法を、災害対策委員会、連絡調整担当(平時の事務所)、担当理事、本会理事を中心に検討し、確立する。
- ③ 会員情報を含む本会の各種システム及びデータのバックアップ体制の整備  
本会の事業継続計画(Business continuity planning ; BCP)の一環として、会員の個人情報を含む本会の各種システム及びデータは、分散した複数サーバーや定期的なバックアップにより保管保護し、事業継続が可能な体制を整えておく。
  - ④ 災害支援ボランティア登録制度の整備  
平時より登録制にしておき、災害支援ボランティア活動マニュアルと災害支援ボランティア受け入れマニュアルの作成と配布、必要に応じて研修会を行い、災害時に遅滞なく災害支援ボランティアを派遣できる体制と受援体制を整備していく。
  - ⑤ 災害時緊急支出金の確保  
初期対応見舞金をはじめとして、災害時に必要とされる支出の内容、対象、範囲等を一定程度想定し、緊急支出できる程度の資金を確保しておく。
  - ⑥ 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(Japan Rehabilitation Assistance Team ; 以下、JRAT)をはじめとする関連団体との連携を図り、災害発生時の初動対応、連絡体制と連携方法を整備する。

## ii 被災混乱期：発災直後から約 72 時間

- ① 本会会長は、定款施行規則に基づく会長権限により、災害対策本部を設置し本部会議を招集する。それと同時に災害対策本部における連絡・調整担当(以下、コーディネーター)を設置する。災害対策本部長(以下、本部長)は本会会長、コーディネーターは、本会災害対策委員会委員長が担当する。
- ② コーディネーターは、本部長の指示に基づき、災害発生における本会災害対策本部設置や団体声明等、支援の方針に関するメール発信を行う。
- ③ コーディネーターは、本部長の指示に基づき、(当該)ブロック長、災害時の連絡・調整担当(以下、エリアコーディネーター)との間で連絡・連携開始の確認を行う。
- ④ コーディネーターは、本部長の指示に基づき、情報収集を開始(被災状況の確認等)する。
- ⑤ 災害対策本部は、緊急対応方針案を提案する。

- ⑥ 災害対策本部は、緊急対応方針を審議し決定する。
- ⑦ 災害対策本部は、他団体との間で連絡・連携、齟齬のない対応の確認を行う。
- ⑧ コーディネーターは、緊急対応方針に基づき初期対応を開始する。
  - ・ ホームページに支援に関する団体声明、方針の掲載
  - ・ 初期対応見舞金の拠出
  - ・ 会費免除申請の受付開始
  - ・ 見舞金受付口座の開設
  - ・ 災害支援ボランティアの派遣準備
  - ・ その他必要な対応

#### iii 応急修復期：4日目から発災1ヶ月末まで

- ① 災害対策本部およびコーディネーターは、(当該)地域ブロック長やエリアコーディネーター、他団体との間で連絡・連携を図りながら、本会としての基本的な支援計画案を検討し提案する。
- ② 災害対策本部は、支援計画を審議し決定する。
- ③ 災害対策本部は、決定された支援計画を公表し、必要に応じた広報を行う。
- ④ 災害対策本部は、支援計画に基づき急性期支援活動を開始する。
  - ・ 避難所等への災害支援ボランティアの派遣
  - ・ 災害支援活動を実施する当該地域への資金や緊急に必要な物資の提供

#### iv 復旧期：発災から2ヶ月目より6ヶ月

- ① 災害対策本部は、被災地の状況及び当該地域の要請に応じ、支援活動を継続的に展開する。
  - ・ 避難所や応急仮設住宅等への災害支援ボランティアの派遣
  - ・ 災害支援活動を実施する当該地域への資金や物資の提供等
- ② 災害対策本部は、支援活動の定期的な報告・広報を行う。
- ③ 災害対策本部は、必要に応じて国や地方自治体、他団体に対する要望活動を行う。

#### v 復興期：発災から6ヶ月以降(必要に応じて継続)

- ① 災害対策本部は、被災地の状況及び(当該)地域ブロック長やエリアコーディネーターの要請に応じ、復興に向けた生活期における支援活動を継続的に展開する。

- ・ 応急仮設住宅や復興住宅等への災害支援ボランティアの派遣
  - ・ 災害支援活動を実施する当該地域への資金や物資等の提供等
- ② 災害対策本部は、支援活動の定期的な報告及び必要に応じた広報を行う。
  - ③ 災害対策本部は、状況に応じて、暫定的な総括を行う。
  - ④ 災害対策本部は、必要に応じて国や地方自治体、他団体に対する要望活動を行う。

#### vi 災害支援活動の終了

- ① 災害対策本部長は、本会としての災害支援活動の終了を確認し、災害対策本部とコーディネーターを解散し、災害対策委員会の平時活動への移行を決定する。
- ② 災害対策委員会は、被災状況と災害対策本部の対応を記録・整理し、事務所に永久保管する。

#### 5 関東圏および国内の災害における支援

本会は、関東圏および国内で大規模災害が発生した場合に、基本的には JRAT や協会等と連携して対応し、必要に応じて見舞い状、見舞金を送ることを検討する。また、近隣の被災地域、該当士会、協会等の公的機関からの援助要請があった場合は適切に対応する。

#### 附則

- 1 この基本方針は令和 2 年 2 月 27 日から施行する。